

下水道大量排水に関する
大切なお知らせです。

建物の建築や開発行為を 計画されている方へ



下水道大量排水協議のお知らせ

- 既存の下水道施設へ短時間に多量の汚水が排出されると、汚水があふれたり逆流するおそれがあります。建物のご計画と同時に、道路下に埋設された下水道管の能力を検証し、適正に汚水が流れるかを確認いたします。
- 下水管の能力を上回る汚水の排出をご計画されている場合には、貯留施設の設置や、排水系統の変更をお願いする場合があります。

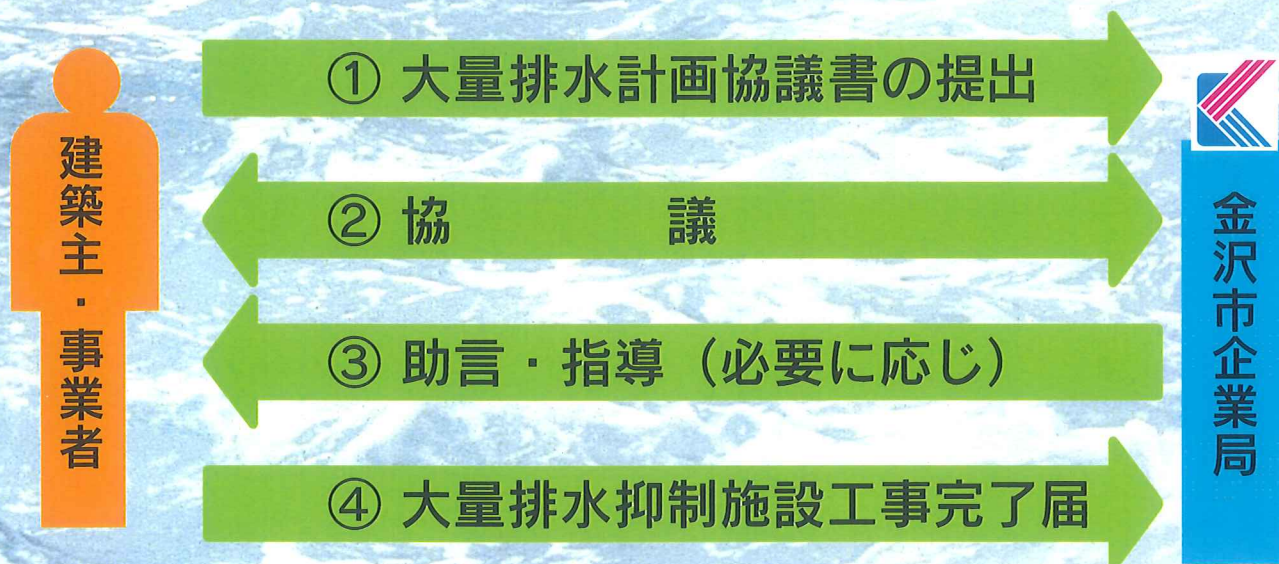


1 協議の対象

- ▶ **一日における最大汚水量50㎡以上の排水設備の設置等**
「建築基準法」第2条第1号に規定する建築物の建築又は、同条第14号に規定する大規模の修繕
- ▶ **市街化区域における土地面積3,000㎡以上の開発、または住宅地で高さ10m以上、商工業地で高さ15m以上の建築物**
「金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例」第14条第1項に規定する開発事業
- ▶ **市街化区域以外における土地面積1,500㎡以上の開発、または高さ10m以上の建築物**
「金沢市における土地利用の適正化に関する条例」第6条第1項に規定する開発事業

2 協議の方法

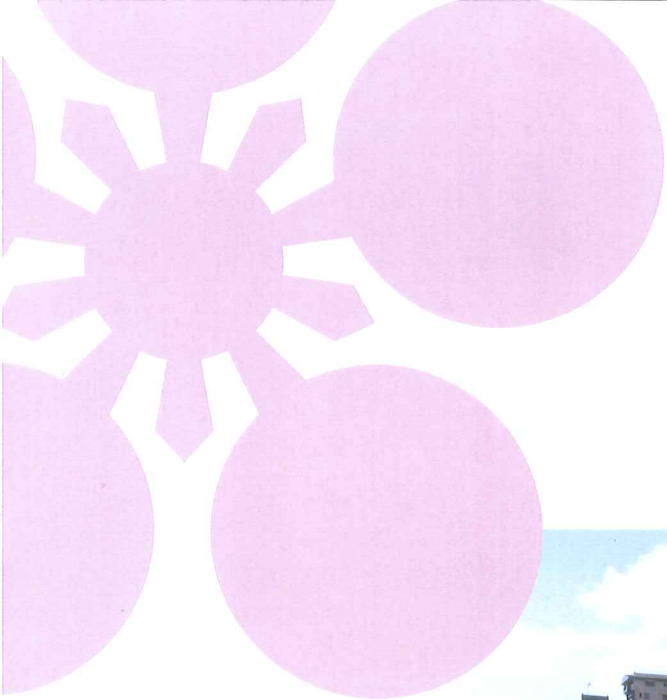
▶ 日最大汚水量を算定し、計画協議書を作成し協議します。



3 大量排水計画協議書の提出期限

次の行為の中で最も早い日が期限となります。

- ▶ 「市民参画によるまちづくりの推進に関する条例」による実施計画提出日
- ▶ 「土地利用の適正化に関する条例」による実施計画提出日
- ▶ 建築確認申請日
- ▶ 下水道排水設備計画確認申請日



お問い合わせ先

金沢市企業局 建設課

〒921-8161 石川県金沢市広岡3丁目3番30号
TEL 076-220-2381 FAX 076-220-2692

金沢市企業局

検索

